

特定液化石油ガス設備工事事業変更届書確認事項

届出者	特定液化石油ガス設備工事事業者
届出時期	遅滞なく
届出方法	届書を2部作成し、予防課危険物係に提出をする。
手数料	無料
添付書類	変更事項を確認できる書類 詳細はお問い合わせください。
届書様式	特定液化石油ガス設備工事事業変更届書 各様式をダウンロードして使用してください。
受付時間	月曜日から金曜日(年末年始・祝日を除く。)の8時30分から17時15分
処理期間	書類確認で不備がなければ即日
根拠法令等	<p>液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 (特定液化石油ガス設備工事事業の届出)</p> <p>第三十八条の十</p> <p>2 特定液化石油ガス設備工事事業者は、前項各号の事項に変更があつたとき又は特定液化石油ガス設備工事事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨をその届出をした都道府県知事に届け出なければならない。</p> <p>液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則 (変更等の届出)</p> <p>第百十四条 法第三十八条の十第二項の規定により同条第一項各号の事項の変更又は事業の廃止の届出をしようとする者は、様式第五十七による届書又は様式第五十八による届書を都道府県知事に提出しなければならない。</p>
留意点	<p>届書が必要な変更は次のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・届出者の氏名又は名称若しくは法人にあっては代表者の氏名の変更。 ・届出者の住所又は事務所の所在地の変更。 ・記録及び配管図面の保存場所又は分類方法の変更。 ・液化石油ガス設備士免状所有者の氏名又は住所の変更。 ・液化石油ガス設備士免状所有者の増員又は減員。

・気密試験用器具の種類又は個数の変更。

ただし、次の変更の場合は、特定液化石油ガス設備工事事業開始届及び廃止届を提出すること。

・相続又は譲渡・合併による・氏名又は名称の変更

・事業所の移転に伴う住所変更